

都市計画課

予算書P135

金額1,200千円

目的

危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等撤去補助金を交付し、災害に強いまちづくりの推進に資する。

内容

国が平成30年から令和2年度の3年間を防災・減災・国土強靱化の3箇年として位置付けられ、地方自治体への支援策を制度化した。

今般、国の方針を踏まえ、危険ブロック塀等（道路面から高さが80センチメートルを超える組積造又は補強コンクリートブロック造の塀であって、倒壊の危険があるもの）の全部を撤去する又は一部を撤去し80センチメートル以下に減じる工事に対して、補助金を交付する。

【補助金の額】

撤去費用工事の1/2もしくは10万円のいずれか低い額

【実施期間】

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで